

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（世田谷区決定）
都市計画千歳烏山駅前広場南側地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の（ ）は全幅員を示す。

名 称		千歳烏山駅前広場南側地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 1. 5 h a			
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	都市計画道路幹線街路 補助線街路第 2 1 6 号線	別に都市計画において定める通り	整備中
		区画街路	都市計画道路区画街路 世田谷区画街路第 1 4 号線	別に都市計画において定める通り	整備中
		区画道路	区画道路 7 号	幅員 6 m（1 2 m） 延長 約 1 1 0 m	既存（一部拡幅）
			区画道路 8 号	幅員 4. 5 m（9 m） 延長 約 5 0 m	既存
建築物の整備		建築面積	延べ面積 （容積対象面積）	主要用途	建築物の高さの限度 ※ 1
		約 5, 7 0 0 m ²	約 8 8, 6 0 0 m ² （約 6 2, 0 0 0 m ² ）	商業・業務、住宅、駐車場	1 4 0 m
		※ 1：階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 1／8 以内の場合においては、その部分の高さは、1 2 m までは当該建築物の高さに算入しない。			
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画		
		約 8, 9 0 0 m ²	・道路境界線から建築物を後退させ、その一部を歩道状空地として整備する。 ・敷地の北側及び南側に広場を整備する。		
備 考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることにより、世田谷区の主要な地域生活拠点にふさわしい活気と魅力のあるにぎわいを創出するため、当該地区における第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行うものである。